

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | | |
|---|-----------------|--------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | | 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域森林計画の対象とされた土地を譲渡した場合、又は、都道府県知事のあっせんにより、林業経営改善計画の認定を受けた者に林地を譲渡した場合） |
| 2 | 対象税目 | ① 政策評価の対象税目 | （法人税：義）（国税） （法人事業税、法人住民税：義（自動連動））（地方税） |
| | | ② 上記以外の税目 | （所得税：外）（国税） （住民税：外（自動連動））（地方税） |
| 3 | 内容 | | <p>《制度の概要》</p> <p>森林組合等に委託して、森林法の規定による地域森林計画の対象とされた個人の有する土地を譲渡した場合、又は、森林経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の規定による林業経営改善計画の認定を受けた者に個人又は農地所有適格法人の有する林地を譲渡した場合には、その譲渡益の額のうち年 800 万円を限度として損金算入できる。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 34 条の 3、第 65 条の 5、第 68 条の 76</p> |
| 4 | 担当部局 | | 林野庁林政部経営課 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | | 評価実施時期：令和 3 年 6 月～8 月 分析対象期間：平成 27 年～令和 2 年 |
| 6 | 創設年度及び改正経緯 | | 昭和 50 年度：創設 平成 13 年度：都道府県知事のあっせんによる場合を追加 |
| 7 | 適用期間 | | 恒久措置 |
| 8 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>林業経営体が、森林を長期間経営し得る権利等を取得しつつ、事業地の取りまとめを行い、相当程度の事業量を確保できるようにすることにより、人材や機械等への計画的な投資を行える環境を整え、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○森林・林業基本計画（令和 3 年 6 月閣議決定）</p> <p>「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」の「担い手となる林業経営体の育成」の「経営基盤及び経営力の強化」において、上記の政策目的の達成に向け、「林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置等を活用していく」とされている。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------------------------|---|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----|----|----|----|----|----|--|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-----|----|----|----|-----|
| | <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〔中目標〕 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>〔政策分野〕 ⑳ 林業の持続的かつ健全な発展</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置においては、効率的かつ安定的な林業経営体が森林を長期間経営し得る権利を取得する方法の1つとして林地を取得し、林地の利用集積を促進することを目標とする。</p> <p>【政策評価指標：私有人工林における集積・集約化の目標（私有人工林の5割）に対する達成割合】</p> <p style="text-align: right;">単位：%</p> <table border="1" data-bbox="595 958 1374 1115"> <tr> <td></td> <td>平成 27年度 (実績)</td> <td>令和 元年度 (目標)</td> <td>令和 2年度 (目標)</td> <td>令和 3年度 (目標)</td> <td>令和 4年度 (目標)</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>71</td> <td>76</td> <td>78</td> <td>79</td> <td>81</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="595 1149 1243 1305"> <tr> <td></td> <td>令和 5年度 (目標)</td> <td>令和 6年度 (目標)</td> <td>令和 7年度 (目標)</td> <td>令和 10年度 (目標)</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>84</td> <td>86</td> <td>89</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>※ 農林水産省政策評価資料より ※ 平成27年度の値を基準値とし、令和元年度以降目標値を設定。 このため、平成28年度～平成30年度の値はない。</p> <p>上記政策評価指標の達成に向けては、森林経営計画の作成の促進と、平成31年4月から始まった森林経営管理制度等も活用し、取組を進めていくこととしている。 このため、本措置による達成目標を、森林経営計画策定の前提となる林地の集積とし、具体的には、別添1のとおり、100ha以上の山林を保有する林家の総保有山林面積の増加に対する、本税制による林地譲渡面積を指標とし、一定程度の割合を占めることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を通じて林業経営体が林地の取得をすることは、森林を長期間経営し得る権利等の取得につながるものである。これにより、相当程度の事業量の確保や人材や機械等への計画的な投資を行える環境につなげ、効率的かつ安定的な林業経営</p> | | 平成 27年度 (実績) | 令和 元年度 (目標) | 令和 2年度 (目標) | 令和 3年度 (目標) | 令和 4年度 (目標) | 目標値 | 71 | 76 | 78 | 79 | 81 | | 令和 5年度 (目標) | 令和 6年度 (目標) | 令和 7年度 (目標) | 令和 10年度 (目標) | 目標値 | 84 | 86 | 89 | 100 |
| | 平成 27年度 (実績) | 令和 元年度 (目標) | 令和 2年度 (目標) | 令和 3年度 (目標) | 令和 4年度 (目標) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標値 | 71 | 76 | 78 | 79 | 81 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和 5年度 (目標) | 令和 6年度 (目標) | 令和 7年度 (目標) | 令和 10年度 (目標) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標値 | 84 | 86 | 89 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

が林業生産の相当部分を担う林業構造の確立に寄与する。

9 有効性等

① 適用数

適用数及び適用面積は次のとおり。

単位：件、ha

| | | 平成 28年度 (実績) | 平成 29年度 (実績) | 平成 30年度 (実績) | 令和 元年度 (実績) | 令和 2年度 (実績) |
|----|-----|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 法人 | 適用数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | - | - | - | - | - |
| 個人 | 適用数 | 62 | 100 | 93 | 97 | 109 |
| | 面積 | 723 | 581 | 816 | 428 | 466 |

※ 林野庁経営課調べ（都道府県を通じての聞き取り）。

※ 適用数については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用数が含まれており本措置分のみの適用数を抽出できなかったことから、都道府県を通じて聞き取りを行い把握した。

※ 法人税、法人事業税及び法人住民税の適用数は同一。

個人に対する適用数（平成30年度～令和2年度の平均）は100件であり、過去の実績（平成25年度～平成27年度の平均）75件と比較して、増加している。

また、適用面積（平成30年度～令和2年度の平均）は570haであり、過去の実績（平成25年度～平成27年度の平均）823haと比較して、僅少ではない。

法人に対する適用実績はないが、小規模分散的な森林の所有構造を有する個人において、多く利用されている。

② 適用額

適用額は次のとおり。詳細については別添2を参照。

単位：百万円

| | 平成 28年度 (実績) | 平成 29年度 (実績) | 平成 30年度 (実績) | 令和 元年度 (実績) | 令和 2年度 (実績) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 法人税 | - | - | - | - | - |
| 法人事業税 | - | - | - | - | - |
| 法人住民税 | - | - | - | - | - |
| 所得税 | 98 | 126 | 172 | 99 | 83 |

※ 林野庁経営課調べ（都道府県を通じての聞き取り）。

※ 適用数については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用数が含まれており本措置分のみの適用数を抽出できなかったことから、都道府県を通じて聞き取りを行い把握した。

なお、本措置の利用者は、全国の任意の森林所有者であることから、特定の者に偏ってはいない。

③ 減収額

減収額は次のとおり。詳細については別添2を参照。

単位：百万円

| | 平成 28年度 (実績) | 平成 29年度 (実績) | 平成 30年度 (実績) | 令和 元年度 (実績) | 令和 2年度 (実績) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 法人税 | - | - | - | - | - |
| 法人事業税 | - | - | - | - | - |
| 法人住民税 | - | - | - | - | - |
| 所得税 | 15 | 19 | 26 | 15 | 12 |
| 個人住民税 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 |

※ 林野庁経営課調べ（都道府県を通じての聞き取り）。

※ 適用数については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用数が含まれており本措置分のみの適用数を抽出できなかったことから、都道府県を通じて聞き取りを行い把握した。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

政策目的（私有人工林における集積・集約化の目標（私有人工林の5割）に対する達成割合）の達成状況は次のとおりであり、令和2年度は、指標の基準年度である平成27年度と比較して8%進展している。

単位：%

| | 平成28年度 ～ 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|-----------------------|-------|---------|
| 目標値 | - (※) | 76 | 78 |
| 達成割合（実績） | - (※) | 78 | 79（速報値） |

※ 農林水産省政策評価資料より

※ 平成27年度の値を基準値とし、令和元年度以降目標値を設定。このため、平成28年度～平成30年度の値はない。

また、本措置の活用による集積の恩恵を受けることが想定される効率的かつ安定的な林業経営体への林地の集積の進捗状況は次のとおりであり、面積及び林家による保有山林面積に占める割合共に増加傾向にある。

単位：万ha、%

| | 平成 17年 | 平成 22年 | 平成 27年 | 令和 2年 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 林家保有山林面積 (100ha以上) | 77 | 84 | 108 | 116 |
| 林家保有山林面積 に占める割合 | 15 | 16 | 21 | 25 |

※ 農林業センサスより

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 達成目標に対する本措置の直接的効果は次のとおりであり、
 数%の寄与率となっている。

単位：万 ha、%

| | 平成 17 年 ～ 平成 22 年 | 平成 22 年 ～ 平成 27 年 | 平成 27 年 ～ 令和 2 年 |
|--|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 林家保有山林面積 (100ha 以上) の 増加面積 | 7 | 23 | 8 |
| 本措置による譲渡面積 (5 年間) | 0.27 | 0.36 | 0.38 |
| 林家保有山林面積 (100ha 以上) の 増加面積に対する 本措置の割合 | 4 | 2 | 5 |

※ 農林業センサス、林野庁経営課調べ（都道府県を通じての聞き取り）より。

⑤ 税収減を是認する理由等

本措置により林地の譲渡を行った場合、当該林地は森林経営計画の対象となり、適切な森林施業が行われることとなることから、これに伴い、雇用が創出されるとともに、木材の販売が行われることとなる。

このような考え方に基づき本措置による税収の増額を試算したところ、本措置による減収額を上回っており、本措置は税収減を是認する効果がある。

[租税特別措置に係る効果]

単位：百万円

| | 平成 30 年度 | 令和 元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|-------------|-----------|------------|
| 所得税減収額 | 26 | 15 | 12 |
| 個人住民税減収額 | 3 | 1 | 1 |
| 減収額計 | 29 | 16 | 13 |
| 税収の増額 | 65 | 40 | 45 |

※ 算定根拠は別添 2、別添 3 参照。

10 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本措置は、林地保有の合理化により効率的かつ安定的な森林経営の育成という政策目的を実現するための、森林組合や都道府県知事のあっせんにより行われる土地の売買について、その公益性に鑑み譲渡所得の負担を軽減するものであり、単なる私人間の売買とは異なり、公益上の要請に基づき売買が行われるものであることから、これに対する税負担について税法上一定の配慮を行うことが適切である。

また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグ

| | | |
|----|-----------------------|---|
| | | なく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。 |
| | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 他の支援措置や義務付け等はない。 |
| | ③: 地方公共団体が協力する相当性 | 本措置は林地の利用集積の促進により林業の持続的な発展に寄与するものであり、林業は就業機会の創出や定住促進等を通じて、地方の経済社会の維持・発展に寄与する重要な産業であることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは相当である。 |
| 11 | 有識者の見解 | - |
| 12 | 評価結果の反映の方向性 | 本措置は、林地の集積に一定程度寄与しており、林業の持続的かつ健全な発展に必要な優遇措置であると考えられることから、引き続き継続する。 |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成 28 年 8 月 |

○「租税特別措置等により達成しようとする目標」についての考え方

1 本措置の活用による集積の恩恵を受けることが想定される効率的かつ安定的な林業経営体について

本措置を活用し、森林経営規模を拡大し、効率的かつ安定的な林業経営を目指す林業経営体は、現状において一定規模以上の森林を保有している林家の一部であると想定される。

具体的には、本税制の利用者は主に森林組合の組合員の森林所有者であることから、参考1(令和2年11月16日林政審議会資料抜粋)において、効率的かつ安定的な林業経営体の主体の分類のうち、林業專業型で森林を自ら所有し、労働力・機械を外部委託する経営体に近いと想定。更に参考2(同審議会資料抜粋)においては、これらの林業経営体の森林所有面積は300haと想定されており、これは2015年農林業センサスの100ha以上の山林を所有する林家の平均山林所有面積となっている。

このことから、本措置の活用による集積の恩恵を受けることが想定される効率的かつ安定的な林業経営体については、農林業センサスにおける100ha以上の山林を保有する林家とする。

2 本措置の活用による集積の恩恵を受けることが想定される効率的かつ安定的な林業経営体の保有する山林面積について

農林業センサスによれば、2015年、2020年の5年間で、100ha以上の山林を保有する林家の保有山林面積は、約108万haから約116万haへと7万9千ha増加している。

3 「2」と本措置により譲渡された森林面積との関係について

本措置により譲渡された林地面積の実績は、平成27年度から令和元年度の5年間で合計3,804haとなっている。なお、この数値は森林組合の協力を得て調べたものであり、全ての譲渡面積を把握できているものではない。

(ha)

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | 5年間計 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 譲渡面積 | 1,256 | 723 | 581 | 816 | 428 | 3,804 |

これを「2」の7万9千haで除すと、約5%であり、本措置は効率的かつ安定的な林業経営体への林地の集積に関して一定程度の効果を発揮していると考えられる。

1. 所得税及び個人住民税

(1) 減収推計額積算(令和2年度実績)

・所得税(800万円以上) ……① (単位:百万円)

$$0 = \begin{matrix} \text{(適用件数)}\times 1 \\ 0 \text{ 件} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(特別控除額)} \\ 0 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(所得税率)}\times 2 \\ 15\% \end{matrix}$$

・所得税(800万円未満) ……② (単位:百万円)

$$12 = \begin{matrix} \text{(特別適用対象額計)}\times 1 \\ 83 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{(所得税率)}\times 2 \\ 15\% \end{matrix}$$

(適用 109 件の計)

※1については、都道府県の聞き取りにより把握

※2については、長期譲渡所得を適用

・所得税減税額 ……③ (単位:百万円)

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 12 \text{ 百万円}$$

・個人住民税減税額 ……④ (単位:百万円)

$$\textcircled{3} \times 10\% = 1 \text{ 百万円}$$

○減税見込み額

$$\textcircled{3} + \textcircled{4} = 13 \text{ 百万円}$$

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

(2) 適用実績及び減収推計額

単位:件、百万円、ha

| 区分 | H28 (実績) | H29 (実績) | H30 (実績) | R1 (実績) | R2 (実績) |
|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 適用件数 | 62 | 100 | 93 | 97 | 109 |
| 適用額 | 98 | 126 | 172 | 99 | 83 |
| 所得税減収額 | 15 | 19 | 26 | 15 | 12 |
| 個人住民税 減収額 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 |
| 減収額計 | 16 | 21 | 29 | 16 | 13 |
| 面積 | 723 | 581 | 816 | 428 | 466 |

注) 森林組合等に聞き取り調査を実施し、回答を得られたものを集計している。回答のない場合もあり、すべての実績が網羅されているものではない。

2. 法人税

実績がない。

林地保有の合理化に伴い実施させる森林施業による効果(試算)

本措置により、林地譲渡を受けた者は、森林経営計画に基づき、最低でも5年間は森林施業を継続するものとして試算した。

【森林施業の実施に伴う雇用創出による税収】

＜施業種毎の雇用創出の効果＞

(主な前提条件)

作業員：4人、伐期：50年、主伐：生産量 315m^3 、生産性 $7.14\text{m}^3/\text{人日}$ 、
地拵え・植栽：3千本植え/ha、裸苗、人力、下刈り：5回実施、保育間伐：1回実施、搬出間伐：生産量 60m^3 、生産性 $7.14\text{m}^3/\text{人日}$ 、作業員賃金16,000円/人日等
(詳細は参考3(令和2年11月林政審議会資料)の「現状」のとおり。)

参考3のバックデータから、作業日数は40日/haであり、作業員4人なので、1ha当たりの雇用創出効果は、50年間で $40\text{日/ha} \times 4\text{人} = 160\text{人日/ha}$

＜各年度の税収の見込み(所得税、税率20%)＞……(ア)

○平成30年度

$(816\text{ha} \div 50\text{年}) \times 160\text{人日/ha} \times 16,000\text{円/人日} \times 20\% \times 5\text{年} = 41,779\text{千円}$

○令和元年度

$(428\text{ha} \div 50\text{年}) \times 160\text{人日/ha} \times 16,000\text{円/人日} \times 20\% \times 5\text{年} = 21,914\text{千円}$

○令和2年度

$(466\text{ha} \div 50\text{年}) \times 160\text{人日/ha} \times 16,000\text{円/人日} \times 20\% \times 5\text{年} = 23,859\text{千円}$

各年度の実績を50年で割る理由は、森林施業の1サイクル=50年で割り、1年当たりの金額を求めたもの。

【森林施業の実施に伴う木材販売による税収】

＜施業種毎の木材販売の効果＞

(主な前提条件)

間伐による丸太収入：490千円/ha

主伐による丸太収入：3,960千円/ha

合計(間伐、主伐の計)：4,450千円/ha

＜各年度の税収の見込み(消費税、税率10%)＞……(イ)

○平成30年度

$(816\text{ha} \div 50\text{年}) \times 4,450\text{千円/ha} \times 8\% \times 5\text{年} = 29,050\text{千円}$

○令和元年度

$(428\text{ha} \div 50\text{年}) \times 4,450\text{千円/ha} \times 10\% \times 5\text{年} = 19,046\text{千円}$

○令和2年度

$(466\text{ha} \div 50\text{年}) \times 4,450\text{千円/ha} \times 10\% \times 5\text{年} = 20,737\text{千円}$

【見込まれる税収増の合計】((ア)+(イ))

○平成30年度

$(29,050\text{千円} + 36,312\text{千円}) = 65,362\text{千円}$

○令和元年度

$(21,914\text{千円} + 19,046\text{千円}) = 40,960\text{千円}$

○令和2年度

$(23,859\text{千円} + 20,737\text{千円}) = 44,596\text{千円}$

効率的かつ安定的な林業経営の主体

- 「効率的かつ安定的な林業経営の主体」の具体像を示すと、経営形態や労働力・機械の所有の有無等により、以下のとおり分類される。

| | 区分 | 経営形態・森林所有等 | 労働力・機械 | 経営体・事業体イメージ | 目指す姿 | |
|-------------------|------------------|--|-----------------------------------|-----------------------|--|--|
| | | | | | 所得確保 | 持続性の確保 |
| 効率的かつ安定的な林業経営の主体 | 林業專業型 (法人・個人) | 経営受託 森林経営計画とセットでの長期施業受委託 経営管理実施権 | 自ら所有 ※組織化した作業班を含む | 森林組合・民間事業体 | 他産業並みの従事者所得を確保 | <ul style="list-style-type: none"> 経営・施業受託等の期間を長期間とすることで、経営の持続性を確保 所有者が再造林費を捻出できる水準の伐採収入を得ることで、資源の持続性を確保 |
| | | 自ら所有 | 自ら所有 ※組織化した作業班を含む | 大規模所有者・專業林家 | 他産業並みの従事者所得を確保、経営者としての所有者所得を十分に確保 | <ul style="list-style-type: none"> 自ら所有すること、経営方針に応じて長伐期など柔軟に伐期を選択すること等で、経営の持続性を確保 |
| | | | 外部委託 | 大規模所有者 | 経営者としての所有者所得を十分に確保 | <ul style="list-style-type: none"> 所有森林において、再造林を適切に行うことで、資源の持続性を確保 |
| | 林産複合型 (法人) | 自ら所有 | 自ら所有 ※組織化した作業班を含む | 林地を取得して経営する製材工場、原木市場等 | 他産業並みの従事者所得を確保 | <ul style="list-style-type: none"> 同上 原材料入手のみを目的とした林地取得、保続を顧みない伐採は不適 |
| 自伐・自伐型 (個人・法人) | 自ら所有等 | 専ら自家労働等 | 自伐林家 自伐型林業事業者 (農家林家等(複合経営)) | 農業等と複合的に所有者所得を確保 | <ul style="list-style-type: none"> 所有森林等において、適切に施業を行い持続的に経営 | |

※ 自伐林家及び自伐型林業事業者は、「地域林業を効率的・安定的な林業経営の主体とともに、相補的に支える主体」として位置付け(自伐林家については、現行計画と同様)

(参考) 森林を所有し、労働力・機械については外部委託している経営体 「近い将来」における経営体モデル試算

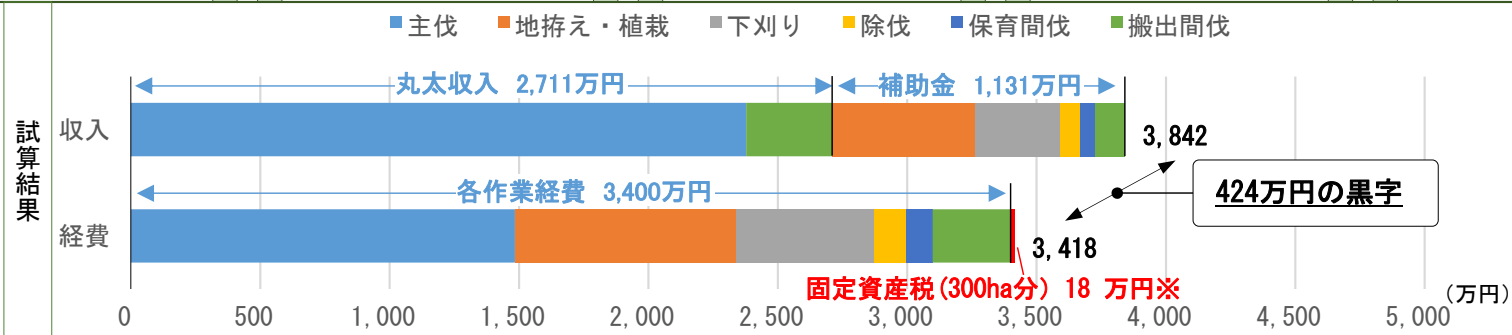
(参考2)

- ・大規模所有者(300ha)で他の経営体に施業を委託するケースにおいては、年間2千m³の素材生産量と6haの主伐・再造林に伴う各施業を試算すると黒字。
- ・各施業は外部委託であり、作業員の雇用のための事業地確保は不要。

| 経営形態・森林所有等 | | 労働力・確保 | 経営体・事業体イメージ | 前提条件 |
|------------------|------|--------|-------------|------|
| 林業專業型 (法人・個人) | 自ら所有 | 外部委託 | 大規模所有者 | |

・ 毎年同程度作業を実施することを想定(50年伐期)し、森林所有者は6haの各施業を林業経営体へ委託依頼。
 ・ 委託先の林業経営体は近い将来の森林を所有していない森林組合や民間事業体(P13参照)で想定する生産性等を実現しているものと試算。

森林所有者は各施業を他の経営体へそれぞれ委託。
 ・ 主伐、搬出間伐においては利益。
 ・ 植栽・地拵え、下刈り、除伐、保育間伐においては経費等の支出。



| 施業地 A (6ha) | 施業地 B (6ha) | 施業地 C (24ha) | 施業地 D (6ha) | 施業地 E (6ha) | 施業地 F (6ha) |
|--|---------------------------|------------------------------|-----------------------|----------------------------|---|
| | | | | | |
| 主伐 生産量：1,890m ³ 経費：1,484万円 | 植栽・地拵え 経費：853万円 | 下刈り (4箇所) 経費：537万円 | 除伐 経費：124万円 | 保育間伐 1回 経費：100万円 | 搬出間伐 1回 生産量：360m ³ 経費：302万円 |

※ 固定資産税は平成30年林業経営統計調査報告の1経営体当たりの林業経営費のうち、保有山林面積規模別100-500haの物件税・公課・諸負担の18万円を使用した。
 注：四捨五入により計は必ずしも一致しない

(参考) 施業地レベル1haの試算

現状

近い将来

新しい林業

※赤字は「現状」との変更箇所

※赤字は「近い将来」との変更箇所

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

| 基本情報 | 主伐 | 地拵え・植栽 | 下刈り | 除伐 | 保育間伐 | 搬出間伐 | 計 |
|--|---|--|---|--|--|--|---|
| <p>○伐期:50年</p> <p>○作業員:4名</p> <p>○事務員:1名</p> <p>○作業員の賃金: 16,000円/人日</p> <p>・林業の年間平均給与343万円を210日で除した数字 ・社会保険料等を含む</p> |  <p>✓ 生産量: 315m³ ✓ 生産性: 7.14m³/人日</p> <p>■ 収支 90万円</p> <p>経費 307万円 丸太収入 396万円</p> |  <p>✓ 3,000本植え/ha ✓ 裸苗、人力 ✓ 獣害防護柵設置</p> <p>■ 収支 -66万円</p> <p>経費 180万円 補助金 114万円</p> |  <p>✓ 5回実施 ✓ 刈り払い機</p> <p>■ 収支 -40万円</p> <p>経費 101万円 補助金 61万円</p> |  <p>✓ 2回実施 ✓ 刈り払い機</p> <p>■ 収支 -15万円</p> <p>経費 37万円 補助金 22万円</p> |  <p>✓ 1回実施 ✓ フェンソー使用</p> <p>■ 収支 -6万円</p> <p>経費 15万円 補助金 9万円</p> |  <p>✓ 生産量: 60m³ ✓ 生産性: 4.17m³/人日</p> <p>■ 収支 3万円</p> <p>経費 91万円 補助金 45万円 丸太収入 49万円</p> | <p>■ 収支 -34万円</p> <p>経費 730万円 補助金 251万円 丸太収入 445万円</p> <p>・造林経費を捻出できない。 ・今後、植栽を実施しない恐れ。</p> |
| <p>○伐期:50年</p> <p>○作業員:4名</p> <p>○事務員:1名</p> <p>○作業員の賃金: 18,000円/人日</p> <p>・公共工事設計労務単価の普通作業員の賃金 ・社会保険料等を含む</p> |  <p>✓ 生産量: 315m³ ✓ 生産性: 11m³/人日</p> <p>■ 収支 148万円</p> <p>経費 248万円 丸太収入 396万円</p> |  <p>✓伐採・造林一貫作業システム ✓2,000本植え/ha ✓コンテナ苗 ✓獣害防護柵設置</p> <p>■ 収支 -50万円</p> <p>経費 142万円 補助金 92万円</p> |  <p>✓ 4回実施 ✓ 刈り払い機</p> <p>■ 収支 -35万円</p> <p>経費 90万円 補助金 55万円</p> |  <p>✓ 1回実施 ✓ 刈り払い機</p> <p>■ 収支 -8万円</p> <p>経費 21万円 補助金 13万円</p> |  <p>✓ 1回実施 ✓ フェンソー使用</p> <p>伐採本数の減による経費が減少</p> <p>■ 収支 -6万円</p> <p>経費 17万円 補助金 10万円</p> |  <p>生産性向上の取組により生産性UP</p> <p>✓ 生産量: 60m³ ✓ 生産性: 8m³/人日</p> <p>■ 収支 22万円</p> <p>経費 56万円 補助金 23万円 丸太収入 55万円</p> | <p>■ 収支 71万円</p> <p>経費 573万円 補助金 192万円 丸太収入 452万円</p> <p>・生産性向上の取組 ・伐採造林一貫作業などにより 【黒字に転換】</p> <p>・公共労務単価並みの賃金を達成した上で、造林経費への経費を捻出。</p> |
| <p>○伐期:30年</p> <p>○作業員:2名</p> <p>○事務員:1名</p> <p>○作業員の賃金: 24,000円/人日</p> <p>・東京国税局管内の全作業平均492万円を210日で除した数字 ・社会保険料等を含む</p> |  <p>自動化機械の導入により生産性UP</p> <p>✓ 生産量: 315m³ ✓ 生産性: 22m³/人日</p> <p>■ 収支 152万円</p> <p>経費 245万円 丸太収入 396万円</p> |  <p>✓伐採・造林一貫作業システム ✓ 1,500本植え/ha ✓ エリートツリー・コンテナ苗 ✓ 獣害防護柵設置</p> <p>■ 収支 -37万円</p> <p>経費 100万円 補助金 64万円</p> |  <p>✓ 1回実施 ✓ 自動化機械</p> <p>■ 収支 -9万円</p> <p>経費 22万円 補助金 13万円</p> |  <p>✓ 1回実施 ✓ 刈り払い機 ✓ 作業の効率化</p> <p>■ 収支 -6万円</p> <p>経費 14万円 補助金 8万円</p> | <p>保育間伐は実施せず</p> |  <p>自動化機械の導入により生産性UP</p> <p>✓ 生産量: 60m³ ✓ 生産性: 12m³/人日</p> <p>■ 収支 13万円</p> <p>経費 66万円 補助金 30万円 丸太収入 50万円</p> | <p>■ 収支 113万円</p> <p>経費 448万円 補助金 114万円 丸太収入 446万円</p> <p>・自動化機械の導入等による生産性の向上などにより 【更なる黒字】</p> <p>・他産業並みの賃金を達成した上で造林経費を捻出。 ・回収期間が50年から30年と短くなる。</p> |